

○魚沼市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 28 日

告示第 83 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条に基づき介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、必要な事項を審議するため、魚沼市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 24 告示 57・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関する事。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益事業者
- (2) 介護サービス提供事業者
- (3) 介護保険料を負担する事業者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 医療関係者
- (6) 高齢者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平 24 告示 57・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長とな

る。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部介護福祉課において処理する。

(平21告示43・平24告示41・平31告示54・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第43号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第41号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月26日告示第57号)

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第54号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。